

青森県報

第二千四百四十二号

平成十七年
二月十八日
(金曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

目 次

告 示

字の区域及び名称の変更……………	(市 振 興 町 村 課) …… 一
結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………	(保健衛生課) …… 三
結核予防法による医療機関の指定……………	(同) …… 三
保安林の指定予定……………	(林 政 課) …… 四
青森県地域防災計画修正の要旨……………	(防災消防課) …… 四
県営土地改良事業計画変更の決定……………	(農村整備課) …… 六
換地処分……………	(都市計画課) …… 六

告 示

青森県告示第百九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、弘前市長から弘前市の字の区域及びその名称を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

右の字の区域及びその名称の変更は、平成十七年二月十九日からその効力を生ずるものとする。

平成十七年二月十八日

弘前市

大字福田字巻屋六五の三、六五の四、六七の八の一部、六七の九の一部、六八の一部、六八の四の一部、八一の一部、八一の二、八三の一、八八、八九の一、八九の二、九〇の一、九一の一部、九二、九三の一部、大字福田字種元四八の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部を大字高田四丁目に編入する。

大字福田字種元四八の一部、四九の一、四九の二、四九の三から四九の九まで、四九の二〇の一部、四九の二一、四九の二二、五〇の一部、五〇の二、五〇の三の一部、五〇の四の一部、五〇の五から五〇の九まで、五一の一部、五一の四の一部及びこれらの区域に介在する道路、水路である公有地の全部を大字田園三丁目に編入する。

大字福田字種元五一の一部、五一の二、五一の三の一部、五一の四の一部、五一の五から五一の七まで、五一の八の一部、五一の九の一部、五一の一〇、五一の一の一部、五二の二、五二の四から五二の八までの各一部、五二の九から五二の二一まで、五二の二二の一部を大字田園四丁目に編入する。

大字福田字林元八の一の一部、大字福田字福岡一八の一、一九の二、二一、二二、二三の一、二三の三、二四の四から二四の六まで、二五の一、二八の一、二八の二、二八の五、二八の九、二九の一、三一の一、三三の一、三三の二、三四の一、三五の一、大字福田字村元二八の三から二八の五まで、二八の六の一部、二八の三、二八の四の一部、三一の一部、三二の一部、三三の三から三三の五まで、三三の六の一部、三三の七の一部、三五の二の一部、三六の一から三六の二六まで、三七の一から三七の四まで、三八の一、三八の二、三九の二、四〇の一、四〇の二、四一の一から四一の三まで、六七の二、六七の三、六八の二、六九、七三の二、七三の三、七四、八一の八の一部、八九の一から八九の五まで、一〇二の一、一〇二の三、一〇四から一〇六まで、大字福田字種元三〇の一の一部、三〇の四の一部、三〇の五の一部、三一の二、三一の三、五二の三、五二の四の一部、大字田園四丁目一〇二の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地、公有地の全部を新たに大字福田三丁目とする。

大字福田字早稲田一四の一部、一五、二六の一から二六の三まで、大字福田字福富二の一、二の二、二の五、四の一、六の一、六の二、九の一、九の二、九の六から九

の九まで、一四の二、一四の五、一四の七、一六の五、一八の二〇から一八の二三まで、大字福村字林元三四の一から三四の三まで、三四の四から三四の六までの各一部、三四の八の一部、三五、四三から五九まで、六一、六二、六三の一部、六四の二の一部、六四の二の一部、六五、六六、六七の二から六七の三まで、六八の二の一部、六八の二、六九から七一まで、七二の二、七三、七四の二、七四の二、七五の二、七五の二、七六の二、七六の二、七七の二から七七の二〇まで、七九の二から七九の六まで、八〇の二から八〇の三三まで、八一の二の一部、八二、八三の一部、八四の一部、八七の一部、八八の一部、一〇五、一〇六、大字福村字林元三三の二から三三の三まで、二四から二六まで、二七の二から二七の五まで、二八の二、二八の二、二八の六の一部、二八の七から二八の二二まで、二八の二四の一部、二八の二五から二八の二七まで、三〇の二、三〇の二、三一の一部、三二の一部、三三の二、三三の二、三三の六の一部、三三の七の一部、三五の二の一部、八一の八の一部、八一の九から八一の一まで、大字福村字種元九の二、九の三、一〇の二、一〇の二、一一の三から一一の六まで、一二の二の一部、一二の三、一二の四、三〇の二の一部、三〇の四の一部、三〇の五の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地、公有地の全部を新たに大字福村一丁目とする。

大字福村字林元二六の二の一部、二六の二、二六の三、二八の二、二八の二、二九の二から二九の七まで、三〇の二、三〇の二、三一、三三の二から三三の五まで、三四の四から三四の六までの各一部、三四の七、三四の八の一部、八三の一部、八四の一部、八六、八七の一部、八八の一部、八九の二、八九の二、九〇、九一の二、九一の二、九二の二の一部、九三の二の一部、九三の二の一部、大字福村字種元六の二の一部、六の二、六の三、七の二から七の三まで、八の二から八の五まで、九の二、九の四、九の五、一一の二、一一の二、一一の二の一部、一一の二、一三、一四、一五の二から一五の三まで、一七の二から一七の五まで、一八の二の一部、一八の三、一八の四の一部、一八の五の一部、一八の六、一八の七、二七の二から二七の三までの各一部、二八の二から二八の二〇まで、二九、三〇の二の一部、三〇の二、三〇の三、三三の二、三三の二の二から三三の二の二〇まで、三三の二の一部、三三の二から三三の二の二五まで、三三の二の二六から三三の二の二八までの各一部、三三の二の二九、三三の二の三〇、三三の二の三〇の二、三三の二の三〇の三、三三の二の三〇の四の一部、五二の九の一部、五二の二の一部、五二の四から五二の八までの各一部、五二の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である公有地の全部を新たに大字早稲田一丁目とする。

大字福村字林元五の二から五の四まで、五の五の一部、六の三、八の二から八の三

まで、二四の二から二四の六まで、二五の二から二五の八まで、二六の二の一部、九三の二の一部、九三の三の一部、九四の二の一部、九五の二の一部、九六の二から九六の三までの各一部、九七の二から九七の六までの各一部、九八の二の一部、九九の二の一部、九九の二の一部、大字福村字種元二の二、二の二の一部、二の三、二の四、三の二、三の二、四の二から四の二一まで、五の二から五の八まで、六の二の一部、一八の二の一部、一八の四の一部、一八の五の一部、一九の二、一九の三から一九の五まで、二〇の二から二〇の八まで、二二の二、二二の二の一部、二二の五から二二の二一まで、二二の二から二二の三までの各一部、二四の二から二四の六まで、二五、二六の二から二六の三まで、二七の二から二七の三までの各一部、三三の二の一部、三三の二の二六から三三の二の二八までの各一部、三四から四三まで、四四の二から四四の六まで、四五の二、四五の二、四六の二から四六の三まで、四六の六から四六の八まで、四七の二から四七の三までの各一部、四八の二の一部、四九の二〇の一部、五〇の二の一部、五〇の三の一部、五〇の四の一部、五二の二の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である公有地の全部を新たに大字早稲田一丁目とする。

大字新里字西平岡一、二の二、三の二、三の三、三の四、二〇の二、二〇の七、三〇の二、三〇の三、三〇の三、三〇の四、三〇の四、三〇の五、三五の二、三五の二の一部、大字新里字中平岡一の四、大字福村字早稲田一の二、一の三の一部、二の二の一部、二の二の一部、二の六から二の九までの各一部、大字福村字林元一の二から一の三まで、三の二から三の二〇まで、四の二から四の二〇まで、五の五の一部、五の六から五の九まで、九九の二の一部、一〇〇の二の一部、一〇〇の二から一〇〇の四まで、一〇〇の五から一〇〇の八までの各一部、一〇二、一〇三の二から一〇三の三まで、一〇四の二、一〇四の二、大字福村字巻屋二五の三、二七の二、二八から三三まで、三四の二、三六の二、三九から四三まで、四四の二、四四の二、四五、四六の二から四六の六まで、四六の二〇から四六の二五まで、四七の二、四七の二、四八の二から四八の四まで、四九の二から四九の二一まで、五一の二、五一の二、五二、五三の二から五三の二二まで、五四の二から五四の二二まで、五五、五六、五七の二から五七の四まで、五八の三、六七の二、六七の二、六七の八の一部、六七の九の一部、六八の二の一部、六八の三、六八の四の一部、六九、七〇の二、七〇の二、七〇の七から七〇の二八まで、七二の二から七二の三まで、七二から七四まで、七五の二、七五の二、七六の二から七六の六まで、七七の二から七七の三まで、七八から八〇まで、八一の二の一部、九一の二の一部、九三の二の一部、大字福村字種元一、二の二の一部、二の二の四の一部、二二の二、二二の三の二から二二の三の三までの各一部、四七の二から四七の三までの

青森県告示第百十二号

次のとおり森林を保安林に指定する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成十七年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林予定森林の所在場所

下北郡風間浦村大字下風呂字畑尻ノ上七三の一・字畑尻ノ下三の一（以上二筆に
ついて次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係
る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林
政課及び風間浦村役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

青森県地域防災計画修正の要旨

災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項の規定により
青森県地域防災計画（以下「計画」という。）を修正したので、同条第四項の規定に
よりその要旨を公表する。

平成十七年二月十八日

青森県防災会議会長

青森県知事 三 村 申 吾

一 計画修正の趣旨

青森県防災会議は、昭和三十八年に地域防災計画を作成して以来、毎年これに検
討を加え、必要に応じ修正を行ってきたところであるが、今般、国の防災基本計画
及び近年の災害対策の進展に対応した提言等を踏まえ、現行の計画をより実践的な
ものとするため、災害対策全般にわたって修正を行ったものである。

二 計画修正の年月日

平成十七年二月七日

三 計画修正の主な内容

風水害等編

第一章 総則

第五節 各機関の処理すべき事務または業務の大綱

一 防衛施設局が新たに指定地方行政機関に指定されたことに伴い、仙台防衛施
設局を指定地方行政機関へ追加し、防災に関して処理すべき業務について明示
した。

二 独立行政法人国立病院機構本部（北海道東北ブロック事務所）を指定公共機
関へ追加し、防災に関して処理すべき業務について明示した。

第二章 防災組織

第一節 県防災会議

青森県防災会議委員に仙台防衛施設局長及び日本郵政公社青森中央郵便局長
を追加指名した。

第三章 災害予防計画

第二節 防災業務施設・設備等の整備

一 防災に関する情報の収集、伝達を迅速に行うため、携帯電話、インターネッ
ト、電子メールなど機器を追加例示して情報連絡網の整備を図ることとした。
二 大規模災害時に防災関係機関相互の応援が円滑に行えるよう、広域防災拠点
の確保に努めることとした。

第四節 防災事業

一 各種災害の発生防止及び被害の軽減を図るための防災事業を実施する場合は、

環境や景観へも配慮することとした。

二 都市の防災化を推進するため、劇場等不特定多数の者が使用する施設並びに学校及び医療機関等の応急対策上重要な施設については、浸水等風水害に対する安全性の確保に特に配慮することとした。

第六節 防災教育及び防災思想の普及

市町村は、防災関係機関等の協力を得て、地域住民の適切な避難や防災知識等に資するようハザードマップ、防災マップ、風水害発生時の行動マニュアル等を作成することとした。

第七節 防災訓練

訓練項目に図上訓練を、訓練内容に土砂災害防御訓練を追加するとともに、防災訓練に関する普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高揚することとした。

第八節 災害時要援護者安全確保対策

災害時要援護者に対する各種情報の連絡、伝達体制の充実に努めるとともに、防災訓練を実施する際には、災害時要援護者に配慮することとした。

第九節 防災ボランティア活動対策

平時からの防災ボランティア活動について、防災ボランティアコーディネーターの養成やボランティア団体間のネットワークの推進など活動の支援体制の整備を図ることとした。

第十四節 水害予防対策

水防法に基づき指定した洪水予報を実施する河川において、浸水が想定される区域を浸水想定区域として指定するとともに、高潮防災対策の推進等予防対策を実施することとした。

第十六節 土砂災害予防対策

土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を指定する等予防対策を行うこととした。

第四章 災害応急対策計画

第一節 気象予報等の発表及び伝達

県と青森地方気象台は、堤川、駒込川及び平川上流の洪水予報を共同発表することとし、洪水予報の種類、発表基準及び伝達方法について明示した。

第三節 通信連絡

通信連絡の県防災行政用無線の災害時における個別通信、優先通信、直接通

信、一斉指令及び映像伝送について具体的事項を明示した。

第四節 災害広報

県、市町村の広報活動の広報方法や避難所等への情報提供の情報手段にインターネットのホームページや電子メールを追加することとした。

第五節 避難

市町村長は、住民を避難させるに当たっては、危険が切迫する前に十分な余裕をもって、避難の勧告、指示等を行うこととした。

第七節 水防

水防団及び消防機関は、迅速な水防活動を実施するため、水防上緊急の必要がある場合は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止、又はその区域からの退去等の指示を行うこととした。

第十八節 防災ボランティア受入・支援対策

新たな節として、「第十八節 防災ボランティア受入・支援対策」を設け、災害時において被災市町村の内外から参加する多種多様な防災ボランティアが効果的に活動できるよう、防災ボランティアの円滑な受入れ体制等を明示した。

第五章 雪害対策、火山災害対策、事故災害対策計画

雪害、火山災害、海上災害、航空災害、鉄道災害、道路災害、危険物等災害、大規模な火災災害、大規模な林野火災対策について、それぞれ予防対策に役立つよう、関係機関は収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成を図るとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう努めることとした。

第六章 災害復旧対策計画

第一節 公共施設災害復旧

大規模な災害により地域の社会的機能が壊滅的な被害を受け、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合は、原状復旧または計画的復興の方針を決定し、計画的復興を行うときは、復興計画を作成し復興事業の円滑な遂行を図るとともに、実施体制を確立し、住民の合意を図りつつ諸施策を推進することとした。

地震編

第一章 総則

第七節 青森県の主な活断層

本県の主な活断層のうち、津軽山地西縁断層帯の記述をより具体的に明示した。

第三章 災害予防計画

第六節 防災訓練

訓練項目に津波警報伝達等訓練、水門・陸こつ等閉鎖訓練及び図上訓練を追加した。

第八節 津波災害対策

一 津波警戒の周知対策について、チラシ、看板等により周知を行うとともに、海水浴シーズン、観光シーズンにおける津波警戒の啓発について実施することとした。

二 沿岸市町村の津波避難計画の策定について明示した。

第十六節 積雪期の地震災害対策

積雪期における避難場所及び避難路の確保についてを具体的に明示するとともに、積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置することとした。

第四章 災害応急対策計画

第五節 避難

市町村長は、津波警報等の情報が入手できない場合にも、覚知した震度に応じて避難勧告等を行うこととした。

その他「風水害等編」の修正に合わせて諸対策の充実を図ることとし、所要の修正を行った。

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、福地南部地区の県営土地改良事業（農村振興総合整備事業（農業用排水施設整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十七年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十七年二月二十一日から同年三月十八日まで

三 縦覧の場所

福地村役場

換地処分

土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第三百三条第三項の規定により、弘前市城東第五土地区画整理組合から弘前広域都市計画事業城東第五地区土地区画整理事業施行地区の換地処分をした旨の届出があったので、同条第四項の規定により公告する。

平成十七年二月十八日

青森県知事 三 村 申 吾

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県	(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社	毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円一銭
----------------------------------	--	------------------------------